

盛岡市国民健康保険条例の一部改正について

平成20年2月18日

市 民 部

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正に伴い市が行う保健事業に特定健康診査及び特定保健指導を追加するとともに、国民健康保険健康管理施設ひまわり荘が平成20年3月31日限りで廃止されることに伴い盛岡市温泉療養施設利用助成事業を終了するものである。

2 改正の内容

第7条第1項で規定する市が行う保健事業に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導」を加え、同条第2項の国民健康保険健康管理施設利用助成に係る規定を削る。

3 施行期日

平成20年4月1日